

8

施策の体系と展開

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

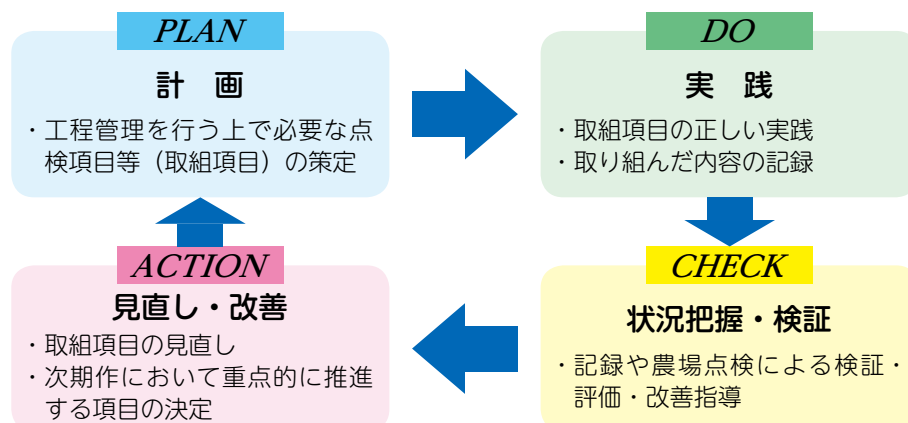
【施策目標】 ① 安全で、環境に調和した農産物の生産の推進

農産物の生産において、GAP(農業生産工程管理)^{*1}の実践により、農薬の適正な使用などを徹底し、農産物の安全性向上を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、地球温暖化防止や生物多様性の維持・向上にも配慮した、安全で環境と調和した農産物の生産を推進します。

現状と課題

- 農薬の適正使用や農産物の衛生管理等による安全・安心な農産物供給の取組が進められており、本県は全国に先駆けて GAP (農業生産工程管理) を推進してきました。今後は GAP の実践をより確実なものとするため、農場や産地での客観的な点検 (農場点検) の導入による更なる安全性の確保を目指す必要があります。
- 生産者においては農薬の不適正な使用や保管、販売業者では帳簿の備え付けや届出事項の不備等の事例が見受けられることから、定期的に立入検査を実施し、生産者に対しては農薬の適正な使用、農薬販売者に対しては農薬の適正販売を指導する必要があります。
- 農薬の適正な使用を推進し、農薬使用に伴う農作物や人畜等に対する危害防止及び自然環境の保全を図るため、農薬の使用や管理を指導・助言できる人材を育成する必要があります。
- 肥料・農薬使用履歴の記帳は、講習会等での生産者への指導により、多くの生産者に浸透してきていますが、依然として使用履歴の記帳が十分ではない例も散見されており、継続して指導する必要があります。
- 生産者等に対して米トレーサビリティ法 (米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律^{*2(1)}(平成 21 年法律第 26 号)) の理解促進を継続する必要があります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故から 10 年が経過しており、現在、一部の林産物 (野生きのこ等) を除き、農産物では放射性物質^{*3}の基準値超過による出荷制限はなくなりましたが、引き続き、放射性物質による農産物への影響を軽減する生産技術対策の導入支援と、放射性物質モニタリング検査の実施により放射性物質の低減状況を確認する必要があります。
- 農業分野においても環境に配慮した取組を一層推進することが求められており、「環境保全型農業」と「地球温暖化防止」、「生物多様性の維持・向上」に向けた取組を推進する必要があります。

◇GAPのPDCAサイクル



施策の展開（個別事業）

1 GAPの実践による安全な農産物の生産促進（経営技術課）

- GAP 指導者の養成
- 「栃木県 GAP 規範」*4 に基づく実践と農場や産地への客観的な点検（農場点検）の導入による更なる安全性の確保

2 農薬の使用及び販売者に対する監視・指導の実施（経営技術課）

- 農薬の適正使用と販売の適正化の徹底を図ることを目的とした農薬使用者、農薬販売者に対する計画的な立入検査の実施
- 農薬の適正使用を普及啓発するための農薬危害防止運動の実施

3 農薬使用に係る指導者の育成（経営技術課）

- 農薬管理指導士*5 の認定を通じた農薬の使用・管理に係る指導者の育成

4 農産物の生産履歴の記帳とトレーサビリティ*2(2)の推進（経営技術課／農政課）

- 農産物の生産履歴の記帳などの取組が遅れている生産組織への重点的な指導
- 生産者、米穀流通事業者、小売業者等を対象にした米トレーサビリティ制度の理解促進

5 放射性物質対策による安全な農産物の生産促進（経営技術課／農政課）

- 農産物における放射性物質の吸収抑制対策の導入支援
- 県産農産物のモニタリング検査の実施

6 環境と調和した農業の推進（経営技術課）

- 土壌診断に基づく適正施肥や総合的病害虫・雑草管理 (IPM)*6 などによる化学肥料・化学合成農薬の使用低減の取組支援
- 生物多様性の維持・向上や地球温暖化防止にも配慮した農業技術の普及
- 先進的な有機農業者と連携した支援体制の整備などによる有機農業*7 に取り組みやすい環境づくり

目標値

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
ア. 県 GAP 規範に基づく取組及び農場点検を行う組織	29%	60%	取組む組織の割合を基準年から倍増させる
イ. 農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査数	205 件	200 件/年間	農薬販売業者(約1000件)に対して概ね5年に1回巡回
ウ. 天敵農薬の使用面積	(R2 年度) 1,059ha	1,300ha	年間 50ha 増やす

用語の解説：29 ページ参照

* 1 GAP(農業生産工程管理)

* 2(1) 米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

* 2(2) トレーサビリティ * 3 放射性物質 * 4 栃木県 GAP 規範 * 5 農薬管理指導士

* 6 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) * 7 有機農業

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

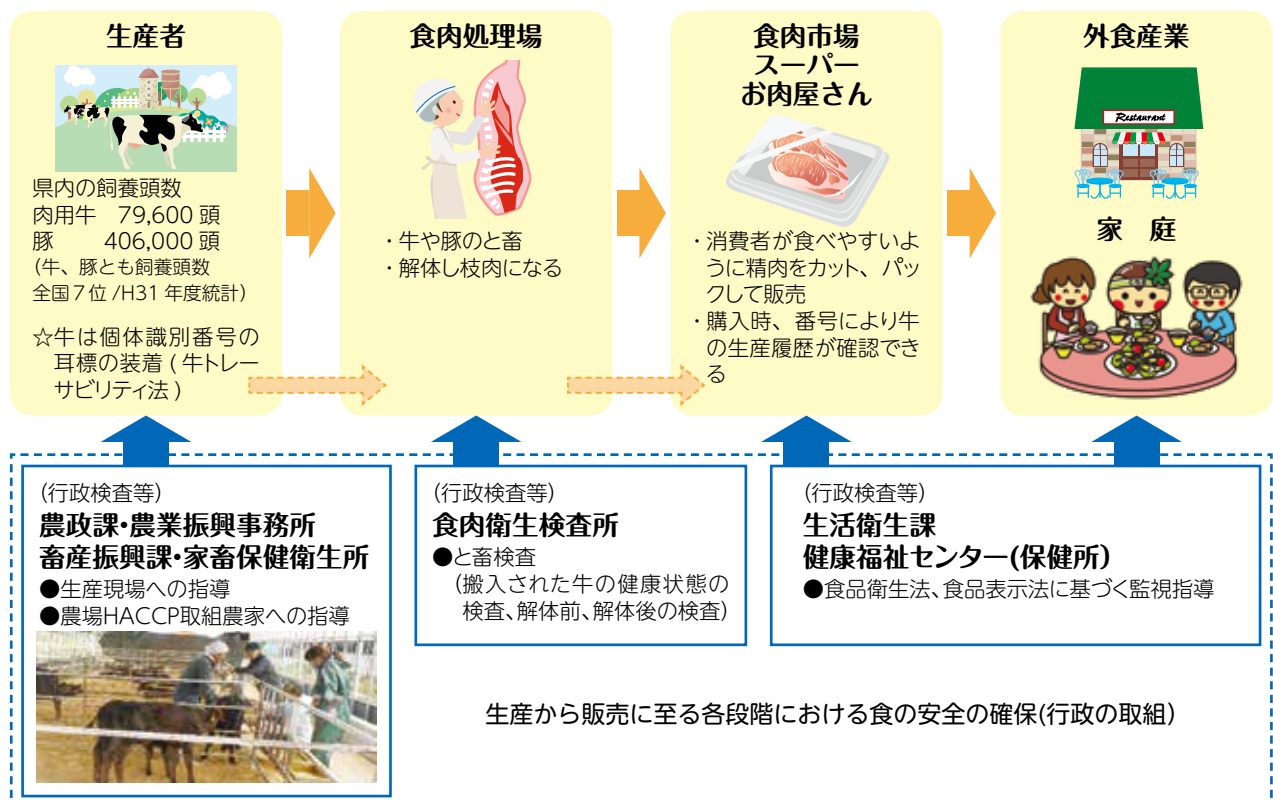
【施策目標】 ② 安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進

畜産物の生産において、家畜の飼養衛生管理*₁₍₁₎の更なる向上、動物用医薬品の適正使用等を図ることにより、安全・安心で環境と調和した畜産物の供給を推進します。

現状と課題

- 高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に向け防疫体制の整備を図っています。引き続き、関係団体との連携や生産者への情報提供により、円滑な初動対応を行うための体制整備並びに防疫検査体制の整備と農場の飼養衛生管理レベルの維持・向上やHACCP方式等を活用した衛生管理方式の導入推進を図る必要があります。
- 各種疾病のまん延防止を図るため、牛個体識別制度*₂が一元管理されています。牛肉に対する消費者の信頼を確保するために、牛個体識別制度が確実に実施され、消費者に正確に伝達される必要があります。
- 抗菌性物質を家畜に長期間連続して使用すると、薬剤耐性菌*₃が出現し、獣医療だけでなくヒトの医療にも影響を及ぼす恐れがあることから、ヒトの医療への悪影響が起きないように、動物用医薬品*₄の適正使用を徹底するとともに、薬剤耐性菌の出現に関して、適正なリスク評価や管理をする必要があります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年が経過しており、近年、畜産物から放射性物質の基準値超過はありませんが、放射性物質の基準値を超える畜産物の流通を防止するため、引き続き畜産物への影響を軽減する生産技術対策の徹底とモニタリング検査を実施する必要があります。

◇食肉の流通のしくみ



施策の展開（個別事業）

7 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上（畜産振興課）

- 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準*₁₍₂₎の遵守の啓発・指導
- 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン*₅に基づく HACCP 方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理についての指導・普及・定着

8 牛個体識別制度の円滑な推進（畜産振興課）

- 関係機関と連携し、牛トレーサビリティ法に基づいた個体識別番号を付与した耳標の管理
- 牛の飼養者等管理者の届出の支援と生産者に対する耳標の飼養地情報公表の指導

9 家畜生産現場への監視・指導の強化・充実（畜産振興課）

- 動物用医薬品や飼料の品質確認及び流通・使用の適正化について、販売業者や畜産農家などへの立入検査等の実施
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病*₆の定期検査の実施
- 人獣共通感染症のサーベイランス（定期的な検査等による感染動向の監視）や薬剤耐性菌の発現状況等調査による監視の強化
- 県内で飼養されている家畜への薬剤使用履歴や家畜の糞便から検出される細菌の薬剤耐性についての定期的な調査の実施

10 放射性物質対策による安全な家畜の生産促進（畜産振興課 / 農政課）

- 放射性物質による畜産物等への影響を軽減する生産技術対策の徹底
- 県産畜産物への放射性物質に対するモニタリング検査の実施
- 放射性物質の基準値を超過した畜産物の流通防止

目標値

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
ア. 動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数	204 件	100 件／年間	動物用医薬品の立入検査を重点化し、年間 100 件を指導
イ. HACCP 方式に基づく管理手法の指導（農家指導実施件数）	15 戸	15 戸／年間	県内の農場HACCP取得農家数
ウ. 人獣共通感染症のサーベイランスの強化（家きん飼養農場に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス検査実施件数）	30 戸	30 戸／年間	対象農家（30 戸）を毎年検査

用語の解説：30 ページ参照

* 1(1) 飼養衛生管理 * 1(2) 飼養衛生管理基準 * 2 牛個体識別制度 * 3 薬剤耐性菌
* 4 動物用医薬品 * 5 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン * 6 監視伝染病

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

【施策目標】 ③ 安全で、環境に調和した水産物の生産の推進

水産物の生産において、水産用医薬品*₁の適正使用等の養殖衛生管理*₂の更なる向上や放射性物質検査の徹底を図ることにより、安全・安心で環境と調和した水産物の供給を推進します。

現状と課題

- 水産物の安全・安心を確保するため、養殖等経営体（養殖生産業者や漁業協同組合）に対し、魚病*₃や水産用医薬品に関する知識及び養殖衛生管理技術の普及啓発、指導の徹底を図る必要があります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で水産物の採捕が制限されている区域があることから、水産物の安全性を確保するため、放射性物質モニタリング検査の実施により、基準値を超える水産物等の流通を防止する必要があります。

施策の展開（個別事業）

11 養殖衛生管理の普及・指導の推進（農村振興課）

- 養殖現場における巡回指導の実施
- 県内の養殖等経営体の魚病発生状況や病原菌の薬剤感受性*₄等の把握
- 県内の養殖等経営体への魚類防疫対策や水産用医薬品の適正使用に関する普及・啓発

12 放射性物質モニタリング検査の実施による水産物の安全性の確保（農村振興課）

- 県産水産物の放射性物質モニタリング検査の実施
- 放射性物質が基準値を超過した水産物等の流通防止



水産用医薬品の適正使用に関する研修会

目標値

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
ア. 養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導	(R2 年度) 100%	100%/年間	全養殖等経営体(60)に対する検査の実施率
イ. 各漁協管内における放射性物質モニタリング検査	100%	100%/年間	全漁協(21)管内に対する検査の実施率

用語の解説：30、31 ページ参照

* 1 水産用医薬品 * 2 養殖衛生管理 * 3 魚病 * 4 薬剤感受性

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

【施策目標】 ④ 安全で、環境に調和した特用林産物^{*1}の生産の推進

放射性物質対策のために特用林産物の生産において、栃木県きのこ生産工程管理基準(きのこGAP)^{*2}の導入を通して、安全・安心で環境と調和した特用林産物の供給を推進します。

現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で特用林産物の出荷が制限されている区域があることから、放射性物質モニタリング検査の実施により、基準値を超える特用林産物の流通を防止する必要があります。
- 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限区域の原木しいたけ生産者が、栃木県きのこ生産工程管理基準(きのこGAP)を導入することで出荷制限が解除されていることから、きのこ生産者に栃木県きのこ生産工程管理基準(きのこGAP)の導入推進を図る必要があります。
- 特用林産物の安全性を確保するため、放射性物質による特用林産物への影響を軽減する生産技術対策を徹底する必要があります。

施策の展開(個別事業)

13 特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進(林業木材産業課)

- 原木しいたけの出荷制限解除に向けた生産者支援(汚染されていない原木などの確保や生産施設の整備、生産工程管理の徹底など)
- 特用林産物への放射性物質モニタリング検査の実施
- 放射性物質が基準値を超過した特用林産物等の流通防止

14 特用林産物の生産再開への支援(林業木材産業課)

- 安全・安心なしいたけを消費者に提供していくため、栃木県きのこ生産工程管理基準(きのこGAP)に基づく栽培方法の普及と出荷制限の解除の推進



目標値

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
ア. 野生山菜・きのこ販売所の巡回	100%	100%/年間	巡回対象の販売所(R2時点で191カ所)全てを年1回以上指導

用語の解説: 31 ページ参照

* 1 特用林産物 * 2 栃木県きのこ生産工程管理基準(きのこGAP)

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

【施策目標】 ① 食品等事業者による衛生管理の推進

HACCP*₁₍₁₎に沿った衛生管理の定着を促進させるとともに、適正な食品表示の実施により、信頼される食品供給の推進を図ります。

現状と課題

- 食品等事業者が衛生管理を確実に実施するため、食品衛生法の一部改正により HACCP に沿った衛生管理が令和 3(2021)年 6 月から施行、義務化となりました。
- 食中毒*₂₍₁₎等の食品事故や規格基準違反、アレルギー*₃₍₁₎表示の欠落等による健康被害や回収等を予防するため、食品衛生責任者*₄を中心に HACCP に沿った衛生管理を定着させ、食品等事業者として食品衛生に対する意識を高める必要があります。
- 農業の 6 次産業化*₅や農商工連携*₆による新たに食品加工や販売を行う取組が増えてきていることから、食品等事業者に対して安全な食品の提供について周知徹底を図る必要があります。
- 本県では、平成 17(2005)年度から栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎ HACCP)*₁₍₂₎を設け、県内食品等事業者の自主衛生管理の底上げを図っています。
- 給食施設*₇では、食事提供数が多いほか、乳児から高齢者までの幅広いライフステージを対象としており、抵抗力が弱い方も対象であることから、食中毒等の事故が発生した場合は、大規模かつ重篤な被害となる恐れがあります。給食関係者はもとより、給食に使用する食品の製造、運搬等に関わる全ての関係者が衛生管理の重要性を認識し、正しい知識をもとに食中毒防止に努めることが重要です。
- 給食施設において食物アレルギーによる事故の発生事例がみられます。このような中、平成 26(2014)年 6 月「アレルギー疾患対策基本法」の施行により、保育所をはじめとする児童福祉施設や学校等には、各ガイドラインに基づく食物アレルギー*₃₍₂₎に対応する安全な給食の提供が求められています。

施策の展開(個別事業)

15 HACCP に沿った衛生管理の定着促進(生活衛生課)

- 食品等事業者への食品安全に関する情報提供と HACCP に沿った衛生管理の定着の促進
- HACCP の運用に関する相談体制の整備
- とちぎ食肉センターにおける海外への食肉輸出拡大に向けた HACCP 運用への助言指導
- 栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎ HACCP)の認証取得促進と制度の質の維持
- 「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報*₂₍₂₎」等の自主衛生管理に資する情報の発信
- 食品衛生指導員*₈が行う食品営業施設への巡回指導等の自主活動の支援
- 食品衛生推進員*₉が行う食品衛生指導や食品営業者に対する自主衛生管理の指導、助言、普及啓発活動の支援

16 研修会等の支援による自主衛生管理の促進(農政課/生活衛生課)

- 6 次産業化に向け新たに食品製造、加工に取り組む農業者等に対する支援
- 食品衛生責任者等に対する支援
- 栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎ HACCP)の認証取得を支援する研修会の実施

17 給食施設における衛生管理の徹底及び食物アレルギー発生予防と発生時の体制整備 (生活衛生課 / 健康増進課 / 学校安全課)

- 「大量調理施設衛生管理マニュアル* 10」等に基づいた衛生管理の実施
- 給食施設においては誤配・誤食などによる食物アレルギーの発生を防止するため、給食関係者を含む施設職員全員への各種ガイドラインの啓発と資質の向上の取組の実施
- 「学校給食衛生管理基準* 11」の趣旨徹底を図るため、学校給食施設の定期及び衛生検査の点検と衛生管理責任者(栄養教諭* 12等)の研修会等の実施
- 「学校給食衛生管理基準」等に基づく衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設への指導者の派遣、改善指導の実施

18 適正な食品表示の実施 (生活衛生課 / 健康増進課 / 暮らし安全安心課 / 農政課 / 産業政策課)

- 食品等事業者を対象とした研修会の開催、パンフレットの作成、配布
- フードバレーとちぎ推進協議会* 13など、県内の食品関連企業が所属する団体等と連携し、県産品の適正な食品表示の定着促進
- 販売されている食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を防止するための啓発

目標値

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
ア. 大規模事業者 (HACCP に基づく衛生管理を実施する施設) への専門監視件数	20 施設	20 施設 / 年間	大規模事業者(約100件)を対象に5年間で全施設の監視指導を実施する
イ. 小規模事業者 (HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設) の HACCP の取組具合の確認 (点検5項目* 14)	—	平均4項目以上の実施	点検5項目に対する取組具合を年度で評価する
ウ. 保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時の緊急対応に係わる体制整備支援	—	100% / 年間	施設指導時に体制整備に係る支援を行った割合
エ. 学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施	—	年1回以上	栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等対象に実施

◇HACCPの義務化(R3(2021).6.1から完全施行)

HACCPに沿った衛生管理の実施	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
<p>HACCPに基づく衛生管理</p> <p>コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、原材料や製造方法等に応じて衛生管理計画を作成し、衛生管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食品を取扱う従業員数が50人以上の大規模事業場を有する事業者 ■と畜場【と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者】 ■食鳥処理場【食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)] 	<p>各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食品を取扱う従業員数が50人未満の小規模事業場を有する事業者 ■主に小売販売を行う事業者(菓子の製造販売、食肉・魚介類の販売、豆腐の製造販売 等) ■飲食店営業(給食施設も含む)、喫茶店営業、パン(比較的短期間に消費されるもの)の製造業者、そうざい製造業者 ■調理機能を有する自動販売機で食品を販売する事業者 ■包装食品の貯蔵・運搬・販売を行う事業者 ■食品を分割し、容器包装に小分け販売する事業者

用語の解説：31、32、33、34 ページ参照

- * 1(1) HACCP (ハサップ) * 1(2) 栃木県食品自主衛生管理認証制度 (とちぎ HACCP)
- * 2(1) 食中毒・ノロウイルス * 2(2) 栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報 * 3(1) アレルゲン
- * 3(2) 食物アレルギー ●給食施設における食物アレルギー対応 * 4 食品衛生責任者 * 5 6次産業化
- * 6 農商工連携 * 7 給食施設 * 8 食品衛生指導員 * 9 食品衛生推進員
- * 10 大量調理施設衛生管理マニュアル * 11 学校給食衛生管理基準 * 12 栄養教諭
- * 13 フードバレーとちぎ推進協議会 * 14 点検5項目

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

【施策目標】 ② 食品等事業者に対する監視指導の充実

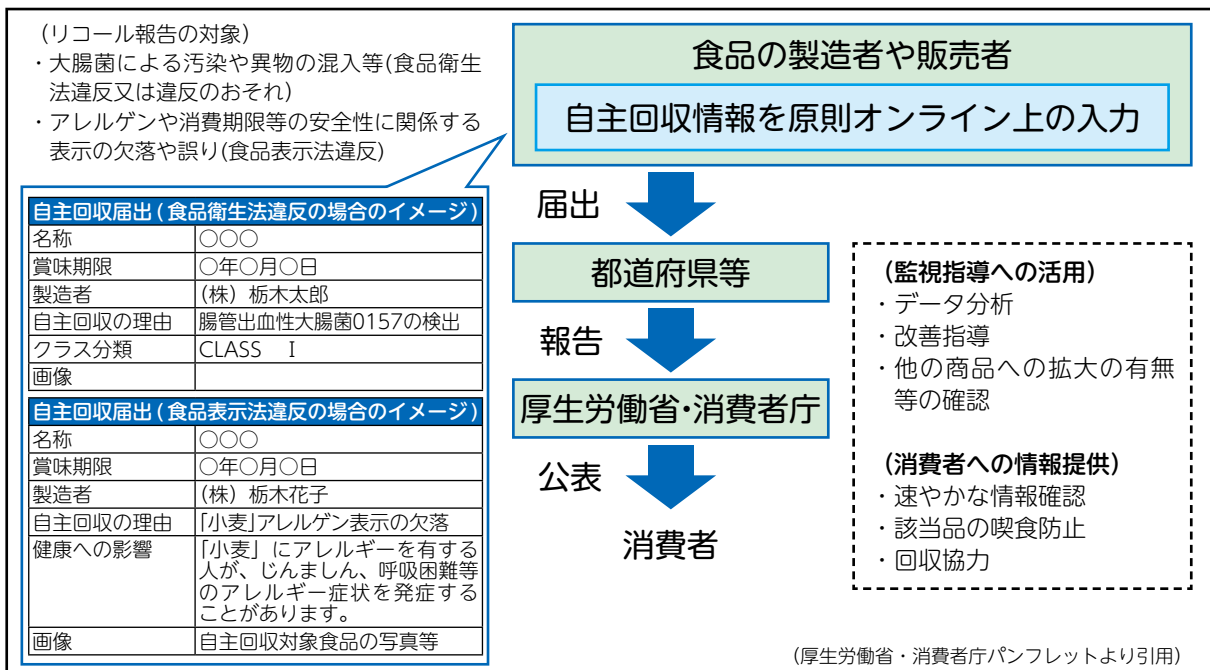
「栃木県食品衛生監視指導計画」等に基づき、重点的かつ効率的、効果的な監視指導に努めます。

現状と課題

- 食中毒の主な原因施設となっている飲食店や健康被害が大規模化しやすい給食施設に対して食中毒対策を強化する必要があります。
- 食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理の定着に向けた監視指導と外部検証として食品検査を計画的に実施する必要があります。
- 腸管出血性大腸菌 O157*₁₍₁₎、カンピロバクター*₁₍₂₎などによる食肉の汚染を防止するためにはと畜場及び食鳥処理場*₂における食肉の処理を行う際の衛生管理の徹底が重要です。本県では令和2(2020)年度、県食肉衛生検査所を新たに設置し、検査体制を強化しました。
- 基準以上の微生物や放射性物質の汚染、使用基準を超えた食品添加物などを含む食品等による食品の回収が起きていることから、計画的に流通食品の検査を行うことで、基準に合わない食品を排除し、不良食品による健康被害の防止に努める必要があります。
- 食品表示法*₃が令和2(2020)年4月から完全施行になりました。新たに加えられた原料産地や栄養成分表示、改正となったアレルゲンや添加物の表示等、適切な表示が求められます。
- 食品の表示は、食品表示法の他に健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法など複数の法律により規制されていることから、事業者へ食品の適正表示について周知を徹底するとともに、関係部局がより連携し、表示不備による違反食品への監視を強化する必要があります。
- 食品衛生法、食品表示法の改正により食品リコール情報の届出が義務化されたことに伴い、食品による健康被害が発生した場合やそのおそれがある場合に、迅速に消費者への情報提供を行う体制を整備するよう、食品等事業者に対して周知徹底を図る必要があります。

◇食品のリコール情報の届出制度

○食品事業者がリコール(自主回収)を行った場合の行政への届出の義務付け(R3.6.1～)



施策の展開（個別事業）

19 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施（生活衛生課 / 健康増進課 / 食肉衛生検査所 / 農政課）

- 栃木県食品衛生監視指導計画*₄に基づく食品関係施設への計画的かつ効果的な監視指導の実施
- 県内で製造又は流通する食品（輸入食品を含む）を対象とした製品の規格基準検査（成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルギー等）等の実施
- 食品衛生指導員が行う食品関係施設への巡回指導等の自主活動による HACCP に沿った衛生管理の定着の促進
- 給食施設指導事業と連携した施設への食中毒予防の啓発指導
- と畜場での食用に供する全ての牛や豚などの検査の実施並びに必要な応じ牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査の実施
- と畜場や食鳥処理場に対し、HACCP に基づく施設設備の適正な管理及び食肉の衛生的な取扱いの徹底等監視指導の強化
- 県産加工食品等への放射性物質による影響の確認とモニタリング検査等の実施による基準値を超過した県産農産物等の流通防止

20 計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施（生活衛生課 / 健康増進課 / 暮らし安全安心課 / 農政課）

- 栃木県食品表示適正化強化月間*₅(8月、12月)を中心に、関係機関と連携した食品表示の監視指導の実施
- 関係法令等に基づいた適正な食品表示についての食品等事業者への周知
- 販売食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を行う食品等事業者への指導の徹底

21 いわゆる健康食品*₆₍₁₎の監視指導強化（薬務課 / 健康増進課）

- 無承認無許可医薬品*₆₍₂₎の流通や健康被害発生の未然防止を図るため「いわゆる健康食品」の監視指導の実施
- 健康増進法に基づく虚偽誇大表示の監視指導の実施

22 食品リコール制度の周知徹底（生活衛生課）

- 不良食品による健康被害の発生を防止するため、食品等事業者への制度の周知

目標値

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
ア. 食品関係施設に対する監視指導	109% (指導件数14,564件)	100%/年間	栃木県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導件数、検査件数に対する達成率
イ. 食品表示合同監視指導 (健康増進法に基づく虚偽誇大表示の監視も同時に実施)	112% (指導件数96店舗)	100%/年間	
ウ. 食品検査の実施	104% (検査数3,504件)	100%/年間	

用語の解説：34、35 ページ参照

- * 1(1) 腸管出血性大腸菌 O157 * 1(2) カンピロバクター * 2 と畜場及び食鳥処理場
 * 3 食品表示法 * 4 栃木県食品衛生監視指導計画 * 5 栃木県食品表示適正化強化月間
 * 6(1) いわゆる健康食品 * 6(2) 無承認無許可医薬品

基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）

【施策目標】 ①食品安全行政の総合的な推進（放射性物質対策を含む）

食品の安全確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部*₁」を中心として、総合的な施策の推進を図るとともに、部局横断的に問題の解決を図ります。

現状と課題

- 健康危機管理は、発生時の迅速かつ的確な対応及び再発防止が重要であり、そのためには平常時から健康危機管理体制を整備しておく必要があります。
- 生産から消費に至るまでの食品の安全性確保のため、総合的な施策の取組と各部局の緊密な連携が求められます。
- 輸入食品の増加や食品流通の広域化に伴い、食品に起因する事件・事故が大規模化、広域化する傾向にあり、迅速に対応するため、平常時から国及び他自治体等との連携及び情報共有が重要となっています。

施策の展開（個別事業）

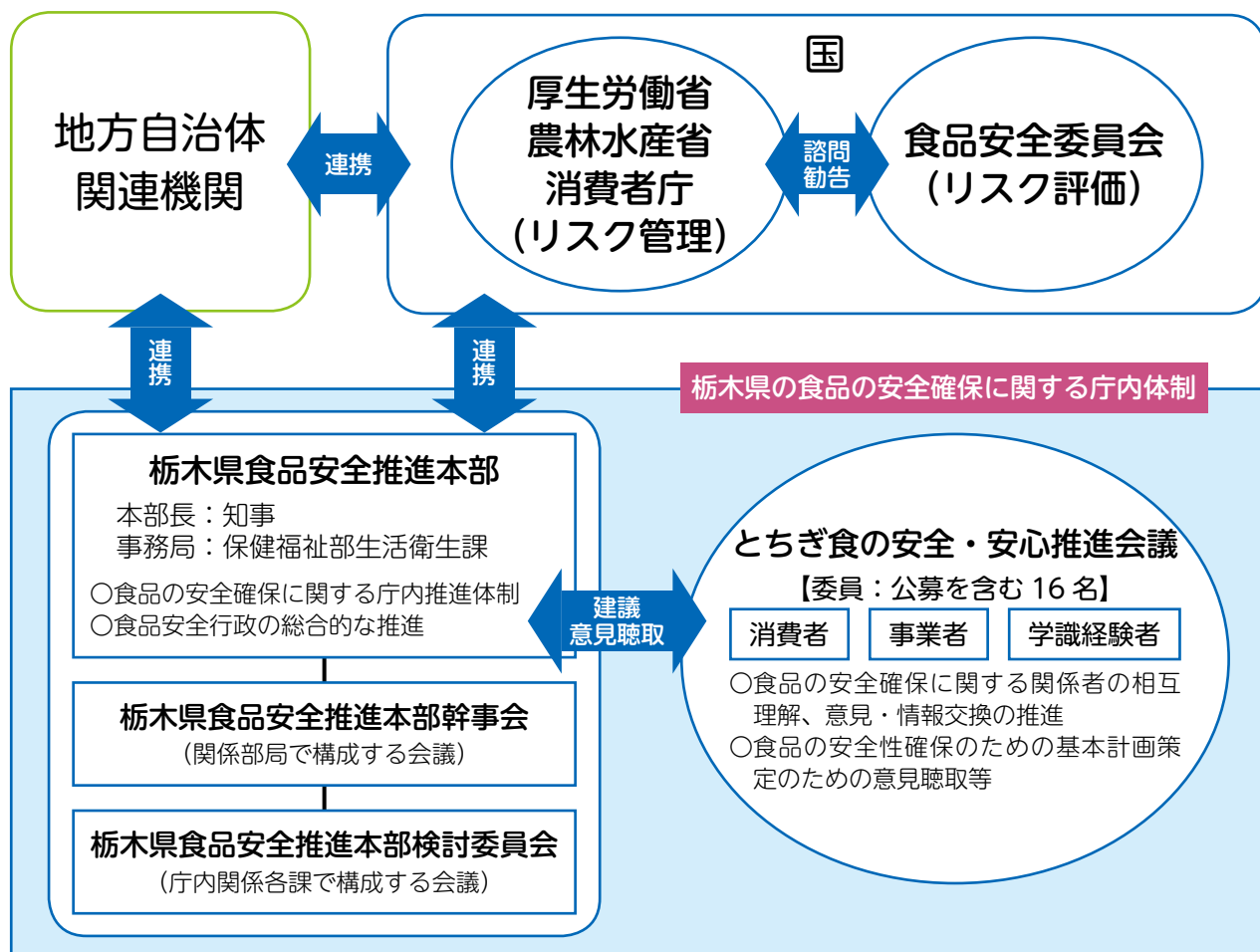
23 総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課 / 農政課 / 他）

- 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づいた食品安全行政の推進
- 「とちぎ食の安全・安心推進会議*₂」の意見を踏まえた施策の推進
- 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の策定及び計画に基づく施策の実施
- 「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定及び計画に基づく計画的かつ効果的な監視指導の実施
- 施策提案制度*₃を活用した県民参加による食品安全行政の推進

24 食品安全管理体制の維持運営（生活衛生課）

- 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするため、栃木県食品安全推進本部を中心とした健康危機管理体制の整備及び平常時からの情報収集、関係機関との情報交換の実施
- 国（内閣府食品安全委員会など）や関係機関等からの食品安全に係る情報収集、他関係機関との情報交換や連携強化により食品を起因とする事件等の状況の変化に応じた柔軟な対応の強化
- 大規模な食中毒の発生時や輸入食品や広域流通食品による食品事故発生時の対応の整備（広域連携協議会*₄と連携した対応、食品リコール制度の運用）
- 県農産物等の放射性モニタリング検査や流通食品の検査によって食品の衛生基準を逸脱した食品等が発見された場合の流通を防止する体制の確保

◇食品安全行政の体系



とちぎ食の安全・安心推進会議

用語の解説：35 ページ参照

* 1 栃木県食品安全推進本部

* 2 とちぎ食の安全・安心推進会議

* 3 施策提案制度(条例第19条に基づく制度)

* 4 広域連携協議会

基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）

【施策目標】 ②監視指導体制及び検査体制の充実・強化

関係機関との連携強化並びに職員の資質向上等により監視指導、検査体制の充実を図るとともに、事業者に対して適切な助言ができる指導者の人材育成に努めます。

現状と課題

- 食品製造技術の高度化、食品流通の広域化に伴う新技術導入等、食中毒をはじめとする食品事故の原因が複雑化する傾向にあり、食品衛生監視員や家畜防疫員*₁等が指導及び取去等による試験検査*₂を行うにあたり、最新の科学的知見に基づいた高度な技術及び知識が求められています。
- 食品表示は、食品表示法の他に健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法など複数の法律及び関係部局にまたがり規制されていることから、食品表示に関わる職員は、食品の適正な表示について事業者等への指導や助言等を専門的な立場からの確に行える知識の習得が求められています。

施策の展開（個別事業）

25 監視指導体制の充実・強化（生活衛生課 / 農政課 / 健康増進課 / 林業木材産業課 / 暮らし安全安心課）

- 監視指導計画に基づく食品の特性及び流通の広域性を勘案した効果的な監視指導及び検査の実施
- 各健康福祉センターに寄せられた食品に対する苦情、相談に対し、関係機関と連携した立入調査の実施
- 食品表示に関する機関の連携を強化し、食品表示の監視等を効果的かつ効率的に行うための会議等の開催

26 検査体制の充実・強化

（農政課 / 畜産振興課 / 農村振興課 / 林業木材産業課 / 生活衛生課 / 工業振興課 / 産業技術センター / 保健環境センター）

- 県産農畜水産物等の放射性物質モニタリング検査のための検査体制の確保
- 食品等事業者からの放射性物質に係る測定依頼への対応
- 県産農畜水産物の残留農薬検査や加工食品の規格基準検査などの食品の行政検査の迅速性及精度向上を図ることによる検査結果の信頼性の確保

27 食の安全に係る職員の資質向上（生活衛生課 / 畜産振興課）

- 家畜防疫員等に対する研修会等の開催
- 食品衛生検査施設等の関係職員の専門研修への派遣
- 食品衛生監視員等に対する HACCP などに関する最新の知識や技術の修得を目的とした研修会等の開催
- 自ら所管する法令以外についても理解を深めるため、食品表示に関わる関係部局職員に対する事例検討会の開催
- 各健康福祉センターで相談を受ける食品衛生監視員等の資質の向上

目標値

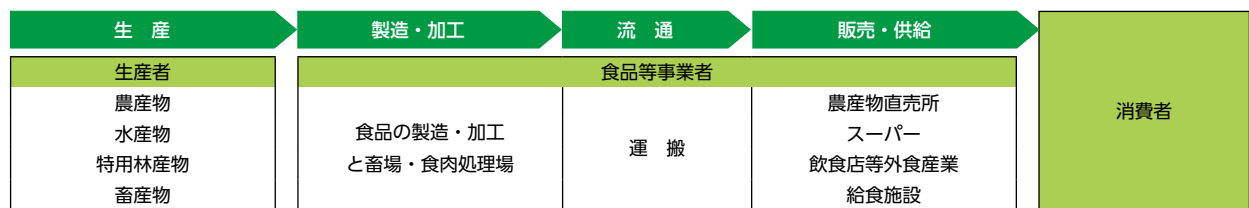
指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
ア. 残留農薬一斉分析 ^{*3} における検査項目数の維持	270 項目以上	270 項目以上	国内及び海外で主に使用されている農薬の項目数
イ. 食品表示関係者会議等での事例検討会の実施	—	年 1 回以上	食品表示関係職員の資質向上と監視指導体制の充実強化を目的として開催

◇食の安全に係る主な職員（資質向上研修対象）

農政課 経営技術課 農業振興事務所 （普及指導員等） 農業環境指導センター 農薬適正使用等に関する指導。放射性物質モニタリング検査の実施 生産 製造・加工 流通 販売・供給	畜産振興課 家畜保健衛生所 （家畜防疫員） 家畜飼養衛生管理基準等の指導、収去検査。放射性物質モニタリング検査の実施。 生産 製造・加工 流通 販売・供給	生活衛生課、健康増進課、健康福祉センター （食品衛生監視員、食品表示法に基づく監視員、栄養指導員） 食品表示法に基づく監視、指導 生産 製造・加工 流通 販売・供給	暮らし安全安心課 景品表示法に基づく指導 生産 製造・加工 流通 販売・供給	計量検定所 計量法に基づく指導 生産 製造・加工 流通 販売・供給	生活衛生課、健康福祉センター （食品衛生監視員） 食品衛生法に基づく監視、指導 生産 製造・加工 流通 販売・供給
農村振興課 養殖衛生管理の普及、指導。放射性物質モニタリング検査の実施 生産 製造・加工 流通 販売・供給	林業木材産業課 環境森林事務所 森林管理事務所 （普及指導員等） 放射性物質対策による販売促進 生産 製造・加工 流通 販売・供給	食肉衛生検査所 （と畜検査員） と畜検査 生産 製造・加工 流通 販売・供給	試験検査施設 食品の行政検査 生産 製造・加工 流通 販売・供給	工業振興課 産業技術センター 食品製造事業者への技術指導 生産 製造・加工 流通 販売・供給	健康福祉センター （食品衛生監視員、栄養指導員、感染症予防機動班員） 教育委員会事務局学校安全課 給食施設に対する指導 生産 製造・加工 流通 販売・供給

*上図中の「生産」「製造・加工」「流通」「販売・供給」の色付き部分は支援や指導の主な対象者

フードチェーン（食品供給工程）



用語の解説：35、36 ページ参照

* 1 家畜防疫員 * 2 収去等による試験検査 * 3 残留農薬一斉分析法 ● ポジティブリスト制度

基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）

【施策目標】 ③事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進

食の安全や環境に配慮した農産物等の生産技術や食品等事業者の食品の衛生管理、製造技術を向上させるための開発や研究を推進します。

現状と課題

- 地球温暖化による病害虫の増加やプラスチック資材の環境負荷などに対応した栽培技術の開発が求められています。このため、総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 技術の体系化や生分解性資材の利用による環境負荷低減技術を確立する必要があります。
- 原木しいたけ栽培については、放射性物質の影響を低減させる栽培技術を実証し、出荷制限解除を進めていますが、より安全な原木しいたけ等特用林産物を供給するため、一層の低減対策について引き続き検討する必要があります。
- より安全・安心な食品の製造・供給を目指す県内食品製造事業者からの衛生管理技術や製造技術の向上、品質の向上に関する技術相談や依頼試験などに応じています。また、研修会や講習会の開催を通して、衛生管理技術や新しい製造技術等の情報を提供しています。

施策の展開（個別事業）

28 安全で、環境と調和した農産物の生産に寄与する試験研究の推進（経営技術課）

- 耐病性品種や生物的・物理的防除資材*₁₍₁₎₍₂₎などを活用した総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 技術の体系化への取組
- 被覆肥料*₂の代替技術開発や生分解性資材等の利用技術の確立

◇総合的病害虫・雑草管理(IPM)の体系



29 安全な特用林産物の生産に寄与する試験研究の推進（林業木材産業課）

- 原木しいたけ等特用林産物の放射性物質の影響を軽減する栽培方法などの検証

30 食品等事業者への食品安全のための技術支援（工業振興課 / 産業技術センター）

- 食品製造事業者が抱える製品開発過程、生産工程等で生じる技術的諸問題の解決に向けた技術相談や各種依頼試験の実施
- 食品製造事業者に対する研修会・講習会の開催による食品の安全性の確保や品質の向上に関わる技術の普及啓発

用語の解説：36 ページ参照

* 1(1)(2) 生物的・物理的防除資材 * 2 被覆肥料

基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

(2) 健康被害の未然防止や拡大防止

【施策目標】 ①健康危機管理体制の強化

食の安全に関わる緊急事態には、栃木県食品安全推進本部を中心として、迅速かつ的確に対応します。

現状と課題

- 食品流通の広域化に伴い、食品に起因する事件・事故による被害が広域化、大規模化する傾向にあることから、緊急事態発生時には国及び他の自治体等との連携及び情報共有、原因の特定を行い、健康危害の拡大を防止するための迅速な対応が求められます。

施策の展開（個別事業）

31 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応（生活衛生課 / 農政課 / 他）

- 健康被害発生が予見された場合において、栃木県食品安全推進本部を中心とした情報収集並びに庁内関係部局、関係機関と連携して迅速かつ的確に対応
- 県民から寄せられた「危害情報の申出*₁」への対応
- 食中毒の発生時「栃木県食中毒対策要綱*₂」及び「栃木県食中毒処理要領*₃」による対応
- 厚生労働省及び他自治体を結ぶシステム活用*₄による広域的な食中毒事案等の情報共有、早期探知、迅速な原因究明と被害の拡大防止
- 農薬等が基準を超過して残留した県産農畜水産物によって、消費者の健康被害が懸念される場合は、「農薬緊急事案対応マニュアル*₅」等による原因の究明、被害拡大の防止
- 従来想定し得なかった健康被害が発生した場合や、原因が不明又は複合的な要因が推定され、多数の死傷者が発生している場合などには、「栃木県健康危機管理マニュアル*₆」による関係部局が連携して迅速かつ的確に対応

32 食品リコール制度の運用（生活衛生課）

- 不良食品による健康被害の拡大を防止するため、食品等事業者の自主回収を迅速に発信

用語の解説：36、37 ページ参照

* 1 危害情報の申出（条例第 17 条に基づく制度）

* 2 栃木県食中毒対策要綱

* 3 栃木県食中毒処理要領

* 4 厚生労働省及び他自治体を結ぶシステム活用

* 5 農薬緊急事案対応マニュアル

* 6 栃木県健康危機管理マニュアル

基本目標3 消費者の食に対する信頼性の確保

(1) 消費者、事業者、行政間の情報共有

【施策目標】 ① 消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進

消費者、事業者に対して迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行うとともに、消費者の食の安全に関する知識習得を支援します。

現状と課題

- 食品の流通が広域化・多様化し、生産から消費に至る過程が見えにくくなっていることに加え、食品の有効性や安全性などに関する様々な情報がインターネットやテレビ、雑誌等のマスメディアにより氾濫しています。消費者が自らの判断で安全な食品を正しく選択できるようにするために、行政が食品の安全性に関する情報を、科学的、客観的でわかりやすい形で提供することが求められています。
- 食品の安全性について信頼性確保につなげるためには、施策、行政の取組等を含めた正しい知識を県民が広く、そして分かりやすく知ることができるようになることが必要です。
- 食中毒の予防や食品表示の見方、栄養成分表示の活用などの食品の安全性に関する基礎的な知識は、子どもの頃から習得し、日常生活において習慣化することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症における新しい生活様式の観点から、消費者との交流や講習会の開催については、方法を見直しつつ、多くの消費者との交流が図れるよう工夫する必要があります。
- 健康への関心が高い中、多種多様な「いわゆる健康食品」が販売されていますが、効能効果を表示するなど医薬品と誤認される事例が後を絶たないことから、消費者へのより一層の啓発が重要となっています。
- 県民の健康保護に資するため、食中毒の発生や食品の自主回収の状況等、迅速に情報発信に努めていますが、食品の事故が続発している状況にあります。
- 食の安全・安心・信頼性の確保のため、県民の意見を聞きながら、計画を策定するとともに、各種施策の実施結果について報告書^{*1}を毎年度、公表しています。

◇生活衛生課が運営するSNSによる情報発信



食品安全教室（小学校での手洗い実験）



とちまる食の安全通信(Facebook)



とちまる食の安全通信(ツイッター)

施策の展開（個別事業）

33 消費者の学べる場の提供促進（消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施）

（生活衛生課 / 健康増進課 / 農政課）

- 県政出前講座*₂の充実
- 県民や消費者団体等が開催する学習会への関係職員の派遣
- 関係団体等と連携、協力した消費者を対象とした食の安全に関するセミナー等の開催
- IT 技術を活用したオンラインによる講習会等の開催

34 地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援（生活衛生課 / 健康増進課）

- 食品の安全性に関する知識を伝えるキーパーソンの育成
- 食生活改善推進員*₃等、地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供
- 小学生や中学生を対象とした学習の機会の設定
- 栄養士、調理師、製菓衛生師など、養成施設等の生徒、学生を対象とした学習の機会の設定
- 「県政出前講座」等への関係職員の派遣

35 食品安全に関する情報共有の推進（生活衛生課 / 農政課 / 健康増進課 / 業務課）

- 食の安全に関する施策について、意思決定の過程、進捗を含めた結果の迅速な情報公開
- 食品による健康被害の発生・拡大の防止のため、食中毒をはじめとした食品衛生法違反に関する情報の提供
- 食品リコール制度（自主回収制度）の活用についての周知
- 県 HP や SNS 及び各種広報媒体を活用した迅速でわかりやすい食品安全情報の提供
- 市町、消費者団体*₄、食品関係団体等と連携した情報提供
- 食品表示の見方と効果的な活用方法の周知
- 「いわゆる健康食品」のリスク*₅等、使用に当たっての留意点についての消費者への啓発

36 消費者への行政検査情報発信の推進（生活衛生課 / 農政課 / 農村振興課 / 畜産振興課 / 林業木材産業課 / 他）

- 農産物等の放射性物質モニタリング検査の公表
- 流通食品に関する検査結果の公表

目標値

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
ア. 食の安全に関する情報発信回数	—	50 回以上/年間	週 1 回以上の発信
イ. 県内小中学校を対象とした講習会の実施市町数	—	5 市町/年間	宇都宮市を除く 24 市町を 5 年で一巡する

用語の解説：37 ページ参照

* 1 報告書 * 2 県政出前講座 * 3 食生活改善推進員 * 4 消費者団体 * 5 リスク

基本目標 3 消費者の食に対する信頼性の確保

(1) 消費者、事業者、行政間の情報共有

【施策目標】 ②消費者相談体制の充実・強化

消費者からの食品の表示や安全性、食と農に関する相談等に対して、分かりやすい情報提供、関係機関と連携した対応を実施します。

現状と課題

- 県民から健康福祉センターに食品への異物混入などの食に関する危害情報の申し出が、毎年多数寄せられています。
- 消費者からの食の不安に関する相談に対して、行政から科学的知見に基づく正確でわかりやすい情報提供が求められています。
- 県民の食と農に対する関心と理解を促進するために、食と農に関する相談業務を継続していくことが有効です。

施策の展開（個別事業）

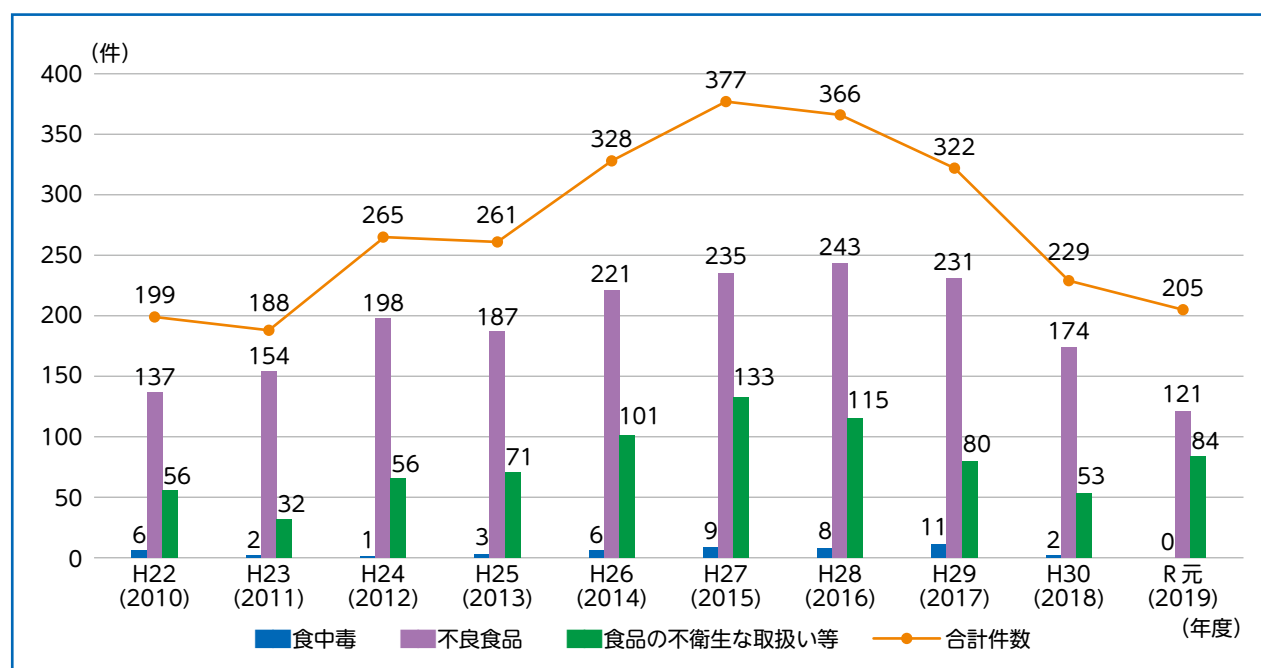
37 食の安全・安心に関する相談体制の充実（農政課 / 生活衛生課 / 健康増進課 / 暮らし安全安心課）

- 消費者の食と農の理解を促進するため「食と農の相談室*1」の設置と対応
- 県庁内関係課、各健康福祉センターでの食品表示相談窓口の設置と対応
- 各健康福祉センターでの食品に関する苦情の相談窓口、食品安全相談窓口の設置と対応
- 消費生活センターでの消費者からの食品に関する問い合わせや相談に対する解決方法の助言や情報提供

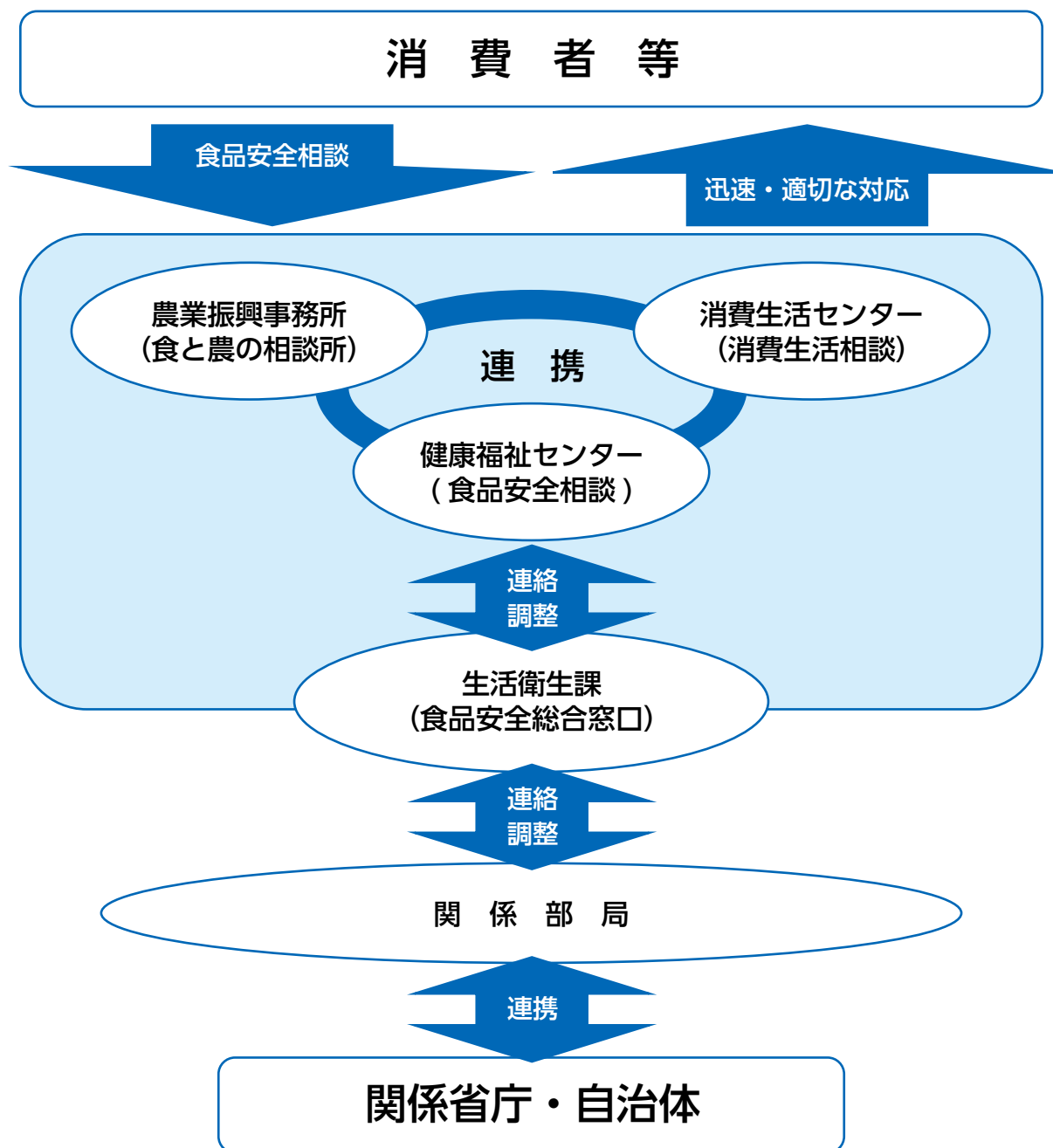
38 食の安全・安心に関する相談体制の強化（生活衛生課）

- 食品表示に関する相談窓口の一元化による対応強化
- 相談事例の共有による相談体制の強化

◇健康福祉センターへの危害情報の申出件数



◇栃木県の食品安全相談体制



用語の解説：37 ページ参照

* 1 食と農の相談室

基本目標3 消費者の食に対する信頼性の確保

(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

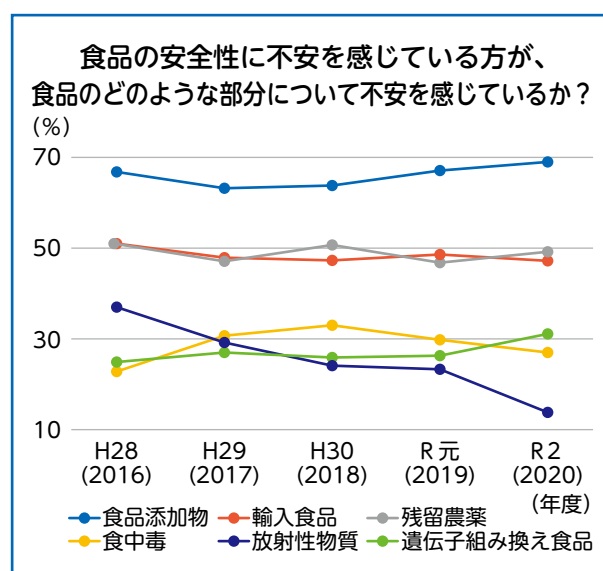
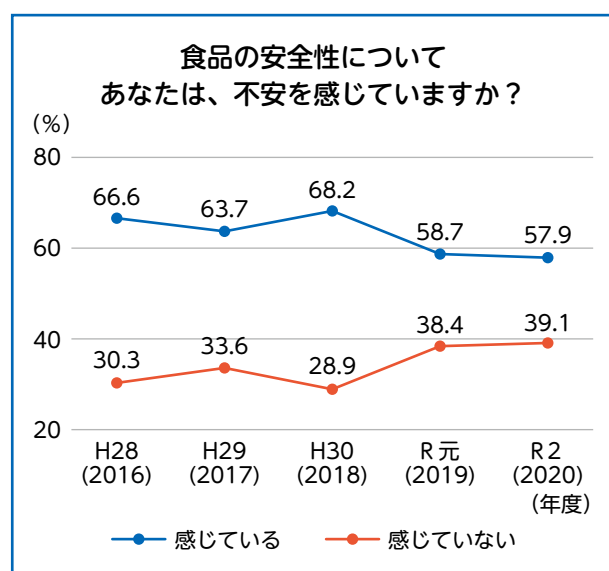
【施策目標】 ①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援

食品供給に関する信頼性の向上、フードチェーンにおける環境への負荷の軽減を図るため、消費者、事業者、行政間での意見交換会や交流により相互理解の促進を図ります。

現状と課題

- 消費者は食の安全に対する不安を感じており、その主な原因は食品等事業者、行政との間での意思疎通が十分でないこと、飲食店等を原因とした食中毒が多発していること、食品への異物混入や原料の産地偽装事件などが考えられます。
- 食品保管、輸送技術の進歩などにより流通が広域化、多様化し、生産現場と食卓との距離が遠くなり、かつ流通経路が複雑化している等、消費者から食品の生産や製造等の実態が見えにくくなっていることも、食に対する不安を招く一因と考えられています。
- 消費者、事業者、行政間相互に情報を共有し、意見を交換するリスクコミュニケーション*1の一層の推進が求められており、事業者と消費者の交流を促進し、より正確に、生産や製造等の実情を消費者に伝え、顔の見える関係性を構築することにより、信頼性を深める必要があります。
- 地産地消は、生産者と消費者の距離が近いことから顔の見える関係性を構築しやすいこと、また、環境への負荷軽減のためにも推進が望まれています。
- 持続可能な社会を実現するためにも、「もったいない」という意識の浸透を図り、行政を含め、生産、製造、販売、消費の各段階の様々な関係者が連携した食品ロス*2の削減や食品廃棄物等*3等の有効利用等、「食べものをムダ」にしないための取組の推進が求められています。

◇食品の安全に関する意識調査（平成28(2016)～令和元(2019)年度 県政世論調査）



令和元(2019)年度県政世論調査結果では、58%の方が食品の安全性への不安を「感じている」と回答していることから、依然多くの県民が食品の安全性について何らかの不安を感じていると考えられます。

施策の展開（個別事業）

39 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進（生活衛生課 / 農政課 / 健康増進課）

- 県民を対象とした講演会、小規模な意見交換会や学習会等の開催
- 事業者、消費者団体等と協働した意見交換会の実施と支援
- 食品製造工場等の製造工程の見学や食品加工の体験を含めた学習会等の開催
- 内閣府食品安全委員会等、他機関と連携、協力した取組の推進
- 栄養成分表示については、健康増進を目的とした活用方法の周知と食環境整備

40 食に関する体験機会の拡大（健康増進課 / 農政課 / 畜産振興課 / 林業木材産業課 / 生活衛生課）

- 農林業団体による林業体験教室や料理教室による県農畜産物への生産への理解促進
- 食品等事業者による職場体験や出前講座などの取組の支援

41 地産地消の促進（農政課）

- 子どもたちと生産者との交流や直売所等を活用した地産地消の理解促進
- 食品供給に関する信頼性の向上、環境への負荷の軽減のため、学校給食をはじめ、農産物直売所、飲食店、施設給食、県内事業所の社員食堂等での地産地消の推進

42 食品ロスの削減促進（行政、事業者の取組）（廃棄物対策課 / 保健福祉課 / 生活衛生課 / 農村振興課）

- 市町と連携した食品等事業者へ食品ロスの実態等の周知、食品ロスの削減に資する普及啓発の実施
- 賞味期限や保存方法の適切な設定についての食品等事業者への啓発
- 外食事業者への啓発（少量メニューの提示などの食品ロス発生を抑制するための留意点等）
- 市町やフードバンク*₄活動団体と連携し、消費者や食品等事業者へのフードバンク等の活動への理解促進並びに未利用食品の有効活用の促進

43 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進（農村振興課 / 生活衛生課）

- 食品廃棄物等のバイオマス利活用を軸とした地域循環型社会の形成を目指す「バイオマス産業都市構想」の策定等とおした市町の取組支援
- 食品循環資源の再生利用等を促進するため、市町への食品等事業者や家庭から排出される食品循環資源の再生利用等に関する情報提供及び再生利用のための施設に関する助言
- 市町と連携した食品等事業者への食品リサイクル法に基づく責務等の周知及び適正な再生利用等の促進
- 食品リサイクル法に基づく「再生利用事業計画」の認定事例の紹介や「登録再生利用事業者」の周知による食品等事業者の食品循環資源の再生利用等への取組支援
- 食品等事業者の取組に対する消費者の理解や支援が進むような普及啓発の実施

用語の解説：38 ページ参照

* 1 リスクコミュニケーション

* 2 食品ロス

* 3 食品廃棄物等

* 4 フードバンク

基本目標 3 消費者の食に対する信頼性の確保

(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

【施策目標】 ②環境に配慮した消費活動の推進

環境への負荷の低減に向け、食品を無駄にしない取組など、環境とも調和した消費者の取組を推進します。

現状と課題

- 食品ロスは全国で年間約 600 万 t もの量が発生し、約半分は家庭から発生すると推計されています。
- 大量の食品が流通する中、食べ物に対する「もったいない」意識が希薄化し、食べ残しや未開封食品などの廃棄が食品ロスの一因と考えられます。
- 食べものをムダにしないよう、子どもの頃から食べ物を大切にする心や食料生産、流通、消費に係わる人々の理解や感謝する心をはぐくむことが必要です。
- 消費者においても、事業者の再生利用等の取組に対する理解を深め、それらの取組により生産された農産物等の積極的な購入等を通して支援促進していくことが大切です。

施策の展開（個別事業）

44 食育による食に感謝する心の醸成への取組の促進（農政課 / 学校安全課 / 健康増進課）

- 「栃木県食育推進計画（第 4 期）*₁」に基づき、食育を県民運動として推進するための体制整備や積極的な普及啓発
- 子どもの頃から食べ物を大切にする心や食料の生産等に関わる人々へ感謝する気持ちを育む食育の推進
- 食育に関する教職員向け指導資料や家庭向け啓発資料の作成による学校、家庭、地域が連携した食に関する指導の支援
- 家庭や学校、地域などにおける食料の生産、加工、流通など、多様な体験活動の取組促進

45 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減促進（廃棄物対策課 / 農村振興課 / 生活衛生課 / 保健福祉課）

- 食品ロスの現状や事業者の有効な削減取組の事例を通し食べものをムダにしない意識の醸成や行動の変容を促進
- 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組についての理解促進
- 賞味期限や保存方法等の食品表示についての理解促進
- フードバンクやフードドライブ*₂の普及啓発により家庭における未利用食品の有効活用を促進

まだ食べられる食品が捨てられている

日本では、年間約643万トンもの食品が、まだ食べられるにもかかわらず捨てられています。

日本の「食品ロス」※

※食品ロスとは、まだ食べることができる食品が捨てられてしまうこと



まだ食べられるのに捨てられてしまう食品

- 過剰在庫となった食品
- 賞味期限間近の食品
- 外の箱がつぶれたり、へこんだりした食品
- 新商品の販売や規格変更に合わせて店頭から撤去された商品 など

フードバンクのイメージ



用語の解説：38 ページ参照

* 1 栃木県食育推進計画（第4期） * 2 フードドライブ